

平成25年度
第82回我孫子市都市計画審議会
会議録

平成25年11月26日(火)

我孫子市都市部都市計画課

会 議 概 要

(1)会議の名称	第82回我孫子市都市計画審議会							
(2)開催日時	平成25年11月26日 午前9時30分から午前11時							
(3)開催場所	市議会第一委員会室							
(4)出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名(傍聴人を除く) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	藤井敬宏	出	鶴見みや古	出	當麻純一	出	飯塚誠
	出	木村得道	出	椎名幸雄	出	芹沢正子	出	阿曾敏夫
	出	柴田利雄	出	西垣憲司	出	鈴木豊子	欠	高山啓子
星野市長 事務局 五十嵐都市部長 山崎都市計画課長、石川治水課長、後藤下水道課長 星野建設部副参事、増田治水課長補佐、石田下水道課長補佐、森都市計画課長補佐、篠崎公園緑地課長補佐 治水課：井戸主査長、下水道課：海老原主査長 公園緑地課：玉田主査長 都市計画課：津川主査長、小泉主査長、山本主事、近藤技師								
(5)議題	諮問事項 (1) 我孫子都市計画生産緑地地区の変更について (2) 我孫子都市計画下水道の変更について							
(6)その他								
(7)公開・非公開の別	公開							
(8)傍聴人の数	1名							
(9)会議の内容	要旨は次のとおり							

【藤井会長】 それでは早速でございますが、議案の1点目に進みたいと思います。

我孫子市都市計画生産緑地地区の変更につきまして、事務局よりご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【事務局】 都市計画課の山本と申します。

諮問事項として1号議案、我孫子 都市計画生産緑地地区の変更についてご説明させていただきます。よろしくお願ひ致します。座って説明させていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。

今回の変更につきましては、廃止が1件、一部廃止が1件、一部追加が18件、追加が1件の追加・廃止を合わせて合計21件となっております。

それでは、最初に廃止ですが、寿1丁目第1生産緑地地区につきましては、0.10ヘクタールすべて廃止ということになります。

廃止の理由につきましては主たる農業従事者に農林漁業に従事することを不可能にさせる故障が生じ、生産緑地法第10条の規定による買取りの申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことや財政上の理由により、市が買い取るには至らず、引き続き同法第13条により、千葉県・千葉県企業庁・住宅供給公社・土地開発公社・都市再生機構に紹介し、また、我孫子市農業委員会及び農業協同組合等に生産緑地の取得あつせんに努めましたが、買取り申出の日から起算して3か月が経過してもあつせんに至りませんでした。

これにより、同法第14条の規定により平成25年7月8日に生産緑地地区における行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区を廃止するものです。

この廃止の変更の概要については、資料6ページ、その位置及び区域については資料28ページ、31ページ、41ページにお示ししております。

次に一部廃止ですが、^{まへはた}高野山前畑第1生産緑地地区につきましては、従前の0.76ヘクタールから約42㎡の一部廃止になります。

一部廃止の理由につきましては、道路課が行う市道21-039号線の道路拡幅整備に伴うもので、生産緑地法第8条1項ただし書きによる公共施設等の設置に係る行為にあたり、同法第1条4項の規定により通知があり道路拡幅に相当する生産緑地区域の約42㎡を廃止するものです。

この一部廃止の変更の概要につきましては、資料7ページ、その位置及び区域については資料28ページ、32ページ、42ページにお示ししております。

まえはた

次に高野山前畑第2生産緑地地区から新木野2丁目第1生産緑地地区までの18地区の一部追加ですが、今年度一部追加を行った理由としまして、我孫子市では生産緑地地区の当初指定を平成4年11月に行い、139地区、29.97ヘクタールの指定を行いました。しかしながら、近年は農業従事者の高齢化や後継者不足による営農廃止に伴い、着実に廃止される傾向にあります。当初の指定から20年が経過しましたが、これまでに10箇所約3.2ヘクタールの生産緑地地区が廃止となっています。こういった状況に鑑み、既存生産緑地の維持・充実を図ることを目的として、追加指定の措置を講じることとしました。また、一部追加における主な基準は、既存生産緑地に接する500㎡以上の一団の宅地化農地を対象としております。

具体的なスケジュールにつきましては、7月1日号の広報に募集を掲載するとともに、対象となる宅地化農地を所有している農家世帯に対して6月の下旬に案内を送付し、7月1日から7月31日までの期間を設けて追加指定の受付を行いました。受付期間中に20名の方からご相談があり、うち19名の方からの追加指定の申請がありました。受付後、農業委員会において農地等の確認を行い、9月の中旬から千葉県との協議を進めた結果、一部追加される生産緑地地区は18地区になりました。

個別の生産緑地地区の説明は割愛させていただきますが、この一部追加18地区の概要は、資料8ページから25ページ、その位置・区域については、資料の28ページから30ページ及び32ページから60ページにお示ししております。また、それぞれの現況の参考資料として、一番最後の63ページに写真一覧を添付しましたが、判読しづらい点につきましては、あらかじめご容赦をお願い申し上げます。

最後に追加ですが、中里北久保作生産緑地地区については約0.87ヘクタールの追加となります。

追加の理由としましては、宅地化農地の一部が都市計画道路3・4・10号青山・日秀線の計画予定地内にあり、今後の公共施設用地確保の必要性から生産緑地地区の追加を行うものです。この追加の変更の概要につきましては資料26ページ、位置及び区域につきましては資料30ページ、37ページ、61ページ、62ページにお示ししております。

次に資料の2ページをご覧ください。

今回の変更の内容を一覧表にまとめたものですが、それぞれ変更となる生産緑地地区名、面積備考欄に変更理由と増減する面積を記載しております。

次に資料の5ページをご覧ください。

今回の決定による地区数及び面積の増減については、廃止、一部廃止、一部追加及び追加

により地区数は129地区のまま変更はありませんが、面積が生産緑地地区合計26.76ヘクタールから29.93ヘクタールに増加しております。

次に資料の27ページをご覧ください。

都市計画の策定経緯の概要につきましては、平成25年11月5日から11月19日まで、我孫子 都市計画生産緑地地区の変更の案の縦覧を行いました。縦覧の結果、縦覧者、意見書の提出はともにありませんでした。また、9月開催の農業委員会にも意見照会し、意見の無い旨の回答を得ております。今後の日程ですが、本日の都市計画審議会の答申を経て12月上旬に千葉県との協議、回答を経たのち決定告示を年内、平成25年12月下旬に予定しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせて頂きます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から生産緑地に関しまして、廃止、一部追加並びに追加等につきましてご説明いただきました。生産緑地につきましては、都市部においてその永続性をどう確保するかが非常に悩ましい問題で、どちらかと言いますと減少していくというのが一般的な傾向なんです。今回我孫子市では緑の空間といったような位置づけの確保も含めて、戦略的にその生産緑地を拡大していく、そういう方向性をお示ししていただいたということかと思えます。

一部、生産緑地法との関係でもう既に宅地化されているようなところについて、都市計画法上生産緑地としての位置付けを外すという、どうしても追認という形に見えてしまうような案件も含めてでございますが、それら廃止と、それから追加という方向性、そういったものが我孫子市の将来に向けた政策として、皆さん方どのようにお感じになるか、意見交換も含めまして多角的な側面からご意見をいただき、将来的に都市計画全体をいい方向に持っていければと思いますので、どうぞ忌憚のないご意見をいただければありがたいと思っております。

個別の事案についての詳細は資料を見ていただくということでご説明いただきましたので、全体的な方針も含めて、ご質問あるいはご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【阿曾委員】 議案資料の2ページ、名称の中に番号が振ってありますが、この番号のつけ方、どういう順序でついているんですかということが1点と、今、一部追加という形で何筆か出てきていますが、この生産緑地の指定期間というものは法律上は30年という形で、始まる期間というのはいつに決められるのか、これからの30年なのか、それとも平成4年から30年なのか、その2点についてお願いします。

【事務局】 番号につきましては、市の西側から順番につけております。途中、欠番が生じておりますが、それはこれまでの変更経緯で廃止になったところでございます。

今回、新たに追加指定ということで一部追加される18地区については、今後30年ということで、決定告示が12月下旬を予定していますが、それから30年という予定です。

【阿曾委員】 一部追加は、今回承認されてそこから30年になるわけですね、平成4年からの中には含まれない。

【事務局】 その区分けは、当初平成4年に指定したものは、そこから30年、今回指定するものについては、12月下旬から30年ということになります。

【阿曾委員】 そのあたりが今回申請者の中に、混乱している人がいたものでね。これからの30年か、それとも前の平成4年から30年かということで、それによって自分の税金やら、相続税対策にも影響があるからということでちょっと聞かれたもので、確認しました。

ついでにもう1点、前にも申し上げたことがありますけれども、生産緑地の買い取り請求を市長にいくらやっても、誰も買い取ってくれないということで、そういった農地が最終的には不動産屋を通して売りに出るという形になるわけなんですよ。

その辺我孫子市としても、都市空間の緑地農地としての保存というものを考えてもらいたいということを申し上げたことがありますけれども、現実には、全国どこを見ても、生産緑地の買い取り請求して、どこも買い取ってもらえないというのが実態と聞いておりますが、千葉県で買い取り請求して、都市空間で生産緑地、市のほうで計画に載せたところはあるですか。

【藤井会長】 私の方からよろしいですか。

私、市川と船橋のほうでも都計審をやらせていただいているんですが、特にこの10月、11月近辺はこの生産緑地の案件が上がってきますね。実際には1月1日が固定資産税の基準日ということで、この日程に合わせて都市計画の見直しをするんですが、今回この我孫子市のような追加認定の案件が上がってきたことは基本的にありません。ほとんどはやはり、死亡もしくは故障により営農できないということで農地を手放してしまう、そうした案件が非常に多うございます。

その中で、3か月間の買い取り制度ということで、総合計画あるいは緑の基本計画などいろんな計画を各市町村持たれていますが、生産緑地の買い取り案件が上がったときには、そうした計画にあわせて、都市計画課であるとか、あるいは道路整備課であるとか、いろいろな部署で、自分たちの所管する計画と結びつけられるようなところがあるかないか、これをこの3か月という期間内に検討することになるわけです。

今回の場合では、将来的に道路としての公共用地として活用したいということで案件が出てきたということですね。それ以外についてはなかなか上がってこない。先ほど申しました2市に関しても、買い取り用地として公共空間として使う必要性といったものが上位計画と結びつかないということで、基本的に上がっていない。その中で今回我孫子市のように追加認定として上がってきている、生産緑地を拡大する方向性を残すというのは非常に稀なことだと私は思っております。

さらに、自治体として生産緑地をそのまま最終的に公共空間として確保したいといったところでは、地権者との間で適正な売却価格について合意が成立しないということが結構あるわけですが、その場合合法的な土地収用といったところまで制度的には行くことはできるんですが、全国のところでもそこまで取り組んで、確保するといった案件は、私の知っている範囲ですが、上がっていないという状況かと思えます。

そういう中では、この我孫子市の今回のような例は極めて珍しい。生産緑地を空間として、緑の空間と位置づけて確保していく、さらにそれを30年間といったような長い年月の中で戦略的に確保するというのはなかなかない、そういった印象を持っております。

事務局で補足がありましたらお願いします。

【事務局】 それでは、具体的な、計画的な位置づけはあるのかというご質問ですが、今、緑の基本計画で、緑の絶対量の計画の見直しをやっているところなんですが、その中では生産緑地で確保していく予定のところが4か所ございます。この4か所、それから都市計画道路で既に生産緑地として準備してあるものは2か所、今回新たに追加ということで2か所出ますので、合計で8か所を計画的には位置づけというようなことになろうかと思えます。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。

【阿曾委員】 はい。

【藤井会長】 そのほか、いかがでしょうか。特別にご意見、ご質問等はございませんか。

それでは、お諮りしたいと思います。

この第1号議案でございますが、ご承認いただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【藤井会長】 ご異議なしということで、同意させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、第2号の議案になりますが、我孫子都市計画下水道の変更ということで、まず事

務局よりご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 それでは、資料の説明をさせていただきます。私、建設部治水課の石川と申します。

では、お手元の資料2を用ひまして説明させていただきます。

資料2の変更理由書だけでは我孫子市における下水道事業について分かりにくいいため、今回ご審議いただく内容の説明の前に、下水道事業の概要について説明させていただきます。

一般的に下水道は、安全で快適な生活を確保し、手賀沼や利根川などの水質汚濁防止のため、重要な役割を果たすとともに、良好な水環境を作るために、必要不可欠な生活基盤施設となっております。

下水道の処理方法は、各家庭の台所や水洗トイレなどから流れる汚水と降雨などにより流出する雨水を1本の管で処理場まで運び浄化して河川へ放流する合流式と、汚水と雨水を別々の管で運び、汚水は浄化後に河川へ放流し、雨水は直接河川へ放流する分流式があります。

我孫子市では分流式を採用し、汚水は、市内の污水管から千葉県が整備した幹線を通して、手賀沼終末処理場へ集めて浄化し、利根川へ放流しています。

一方、雨水は、市内に降った雨水を排除するため、道路側溝、雨水管及び排水路などを経て、手賀沼や利根川に直接放流しています。本市の公共下水道の計画としましては、污水計画と雨水計画があり、それぞれ整備を進めている状況です。

では、本日ご審議いただきます我孫子都市計画下水道の変更案について説明いたします。污水計画と雨水計画の総括図を前面にはりだしてありますが、見えにくいと思ひますので、お手元の資料でご確認ください。

はじめに、雨水計画の変更について説明いたします。資料2の20ページの雨水の総括図をご覧ください。

雨水計画としては、水色の四角にRと表示してある我孫子4丁目調整池と、水色の丸にⓀと表示してある若松第1ポンプ場、若松第2ポンプ場、若松第3ポンプ場、若松第4ポンプ場の4箇所のポンプ場の合計5つの施設について、新たに、都市計画施設として位置付ける予定です。

まず、我孫子4丁目調整池について説明いたします。

21ページの雨水の計画図をご覧ください。

我孫子4丁目地区は、JR 我孫子駅の北部に位置し、北側にある国道6号と南側の JR の線路に挟まれた地区で、すり鉢状の地形となっているため雨水が滞水しやすく、頻繁に浸水被害

が発生しております。特に平成 19 年 6 月 10 日の降雨では、1 時間で 83.5mm の大雨が降り、床上浸水 27 戸を含む 66 戸の浸水被害が発生しました。そこで、我孫子 4 丁目地区の浸水被害対策として、調整池を新たに都市計画施設として位置付け、整備することとしました。

次に、若松第 1 ポンプ場から若松第 4 ポンプ場について説明いたします。

22 ページの雨水の計画図をご覧ください。

若松地区は、手賀沼に隣接した住宅地であり、地区の沼側は地盤が低く、手賀沼の水位が上昇した場合、雨水は自然排水することが困難となるため、これまで暫定的なポンプ場で排水していました。しかし、暫定的なポンプ場の排水能力が計画降雨と比べ小さいため、大雨時には頻繁に浸水被害が発生しております。

平成 23 年度より、千葉県の手賀沼の堤防工事が始まったことから、4 箇所 of 暫定的なポンプ場を、計画降雨に対応したポンプ場として整備することとしたため、若松第 1 ポンプ場から若松第 4 ポンプ場を新たに、都市計画施設として位置付け、整備することとしました。

続いて、污水計画の変更について、説明いたします。

33 ページの污水の新旧対照図をご覧ください。

污水計画としては、黄色の丸印で表示する久寺家污水中継ポンプ場を都市計画施設の位置付けから削除する予定です。

我孫子市の污水計画は、千葉県が策定した「手賀沼流域下水道事業計画」との整合を図っており、久寺家污水中継ポンプ場が稼働した平成元年当初は、つくし野地区や久寺家地区の污水を久寺家污水中継ポンプ場から手賀沼側にポンプ圧送し、手賀沼側にある北部幹線に接続し、手賀沼終末処理場に流していました。

しかし、平成 8 年度に、柏市や流山市の上流域の生活環境の改善のため、千葉県が新たに北部第 2 幹線の計画を策定したため、我孫子市もこれの計画に合わせて、つくし野地区や久寺家地区の污水を北部幹線第 2 幹線に接続できるように、污水計画を見直しました。今年度、北部第 2 幹線との接続箇所の工事が完了し、つくし野地区や久寺家地区からの污水の自然流下が可能となり、ポンプ場の施設は不要となることから、都市計画施設としての位置付けから削除することとしました。

なお、ポンプ場施設の跡地利用については、下水道資機材保管倉庫や防災備蓄倉庫として有効に活用していく予定です。

最後に 3 ページの「都市計画の策定経緯の概要」をご覧ください。

我孫子都市計画下水道の変更に伴い、これまで広聴会等の開催、都市計画案の事前協議、

都市計画案の公告・縦覧などを行ってきております。都市計画案の公告・縦覧では、平成 25 年 9 月 17 日から 10 月 1 日まで実施し、縦覧者は「ゼロ」でした。また、11 月 1 日には、下水道事業審議会に都市計画案について諮問し、問題なしとの答申を受けることができました。

今後の予定としましては、今回の都市計画審議会を経て、「千葉県知事への協議の申し出」を 12 月上旬に、「千葉県知事協議回答」を 12 月中旬に、「決定告示」については、平成 26 年 1 月下旬の予定で進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。雨水と汚水という 2 つの下水道に関連してということで、ご説明いただきました。

それでは、これからこの内容につきましてご審議いただきたいと思っておりますので、ご質問あるいはご意見等ございましたらいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【當麻委員】 冒頭のご説明で、市内の下水道整備、分流式だというご説明がありまして、せっかくの機会ですので、理解を深めるためにお伺いしたいんですが、汚水に関しては、計画下水道区域内の整備状況というのは、これは 100% というふうに理解してよろしいのでしょうか、あるいはまだ進行中のところがあるのでしょうか。

【事務局】 お答えいたします。下水道課の後藤と申します。

市域内の下水道整備につきましては、この汚水なんですが、下水道の全体面積が 2,334ha ほどございます。そのうちの認可を受けて前段で整備をしようとしているところ、これについては 1,651ha ありまして、今現在、平成 27 年度までにその中を完成させるためにということで進めているような状況でございます。整備率としては 76.5%、そのような状況になっております。

【阿曾委員】 うちのほうの地先なんですが、我孫子市として下水道マップをつくってあるんですか。

【事務局】 下水道マップというよりは下水道計画、先ほど言いました 1,651ha をまずは整備していこうということで進めていますので、それで事業計画については、さらに一応 5 年ごとに区切って、優先順位をどうしても決めてやらざるを得ないということから事業を進めているような状況でございます。

【阿曾委員】 その関連ですが、実は私、平成 8 年度のときに都市計画審議委員をやっていた者ですが、そのときにうちのほうの地先、幹線排水路の堤防の下、あそこは下水道が通っているわけなんですよね。その後土地の所有権は我孫子市に移っているわけですが、手賀沼下水道事務所と我孫子市との間で、この道路というか堤防の下のやつは協議しているんですか。

【藤井会長】 よろしいですか。ご質問されている内容が、今回の汚水・雨水の関連の整備と関係しているのかどうかちょっとわかりませんので、その辺をご説明してください。

【阿曾委員】 先ほど下水道のマップがありますかと私言いましたが、結局流山のほうの下水道も我孫子市の下を通過して手賀沼の下水道事務所、あそこの処理施設に入っているわけですよね。

【事務局】 この計画につきましては、手賀沼側にございます北部幹線3・5・15の要するに太い道があるんですが、こちらに優先的に整備されると。その後平成8年度以降に、阿曾委員がおっしゃっているように、利根川側、こちらのほうへ北部第2幹線が新たに計画された。これについては、千葉県事業で行われて、流入口、汚水の放流口がございますけれども、そちらを千葉県がつくってきている。その点では計画図なるものは、千葉県のほうで作成をしていると思います。

市としてはその接続点から上流に向けた後には、現状をもうご存じだと思いますけれども、湖北の中学校、農協付近まで市のほうで整備を進めているような状況になっていて、要するに今現状、そこでストップしているような状況にあります。この下流側の整備が終わっていますので、さらに上流側の整備を進めていくというような計画でございます。

【阿曾委員】 あそこの手賀沼の下水道処理場で、汚染土壌の問題でいろいろと物議になっちゃいましたけれども、その関連でも非常にこの下水道マップというのは必要じゃないかと思って私質問したわけなので、我孫子市としても下水道、手賀沼側だけでなく、両方をやっぱり整備しないといけない。

【藤井会長】 市のほうで下水道の事業計画について計画図、これはあるんですよね。それに基づいて整理をしていると。今回の案件として上がってきているのは、その北部側のところで、千葉県事業として見直されているところの改良としても取り組むと、そういう理解でよろしいんですよね。

【阿曾委員】 引き続き、我孫子市では下水道を整備していくということですね。

【事務局】 はい。委員がおっしゃっている部分については、整備地区があるというご指摘だと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、千葉県が作りました大もとの幹線、それから市が整備すべき幹線を市街地に向けて整備を進めれば、その地区については全て下水道区域になるということで、今後進めていくという、阿曾委員がお住まいになっている地域にはそういう予定がありますということで進めているようです。

【阿曾委員】 ぜひそれを進めてもらわないと、うちのほうの地先は管だけ通っていて、未整

備になっていますので、我孫子市の下水道のマップというのはまたつくって、皆さんに周知してもらいたいと思って、私、ここに関係しているから言っているわけです。

【藤井会長】 基本的には全体の計画の中でプライオリティ、優先順位をどうつけるかということで、国あるいは県・市と、それぞれの事業レベルの中で考えていく必要があるということだと思います。

今回の場合は、千葉県全体の中の関連市町村での取り組みの中で、どのように市として対応していくか、我孫子市の下水道事業全体の体系、総合計画であるとか、上位の計画からおりてくる中で、どのように下水道整備を展開していくか、ということかと思えます。

その中で各年度ごとの予算状況で、今、先ほど76.5%という数字でございましたか、全体であと24%少々の未整備区間について、事業計画の優先順位が高いところから整備していく。その中でも最も高いものの一つが、今回出てきている県との取り組みという形で事業化されているものと思いますので、それを今後広く広報等を活用して市民の方にも理解をしていただく、そういうスタンスなのかなというふうに思います。

その辺に関しまして、やはり十分な周知といったことが必要になってくるかと思えますので、そのような取り組みを進めていただければと思います。

【當麻委員】 もう1点伺います。

資料の18ページで、ポンプ施設に関して、千葉県と協議した結果がここにまとめられていますけれども、この中で手賀沼の水位ピーク3.672メートルというようなことに影響を及ぼさないということが結論として書かれています。これは参考に教えていただきたいんですけども、この水位ピークというのはどういう条件での水位が設定されているのでしょうか。先般の台風との関係もあり、非常に気になる場所なんです。

【事務局】 お答えします。

手賀沼の治水計画は、例えば利根川などは200分の1などというふうに言われているんですけども、手賀沼の治水計画はいわゆる30年に一度の雨、これに対応して計画をされています。当然、ポンプ場をつくるときには、この手賀沼、手賀川河川管理者とその排水量の協議をさせていただきます。

30年に一度の洪水の際に、手賀沼の治水計画は計画高水位ということで、洪水でもY.P+3.75という水位以下に水を治めるというような計画を河川管理者がつくってございます。そういった協議をする中で、ポンプ場から排水した場合に3.75mの内数になっているか、そういったチェックをした水位が3.672ということで、大丈夫かどうか、確認をいただいています。

【當麻委員】 ありがとうございます。そうすると、もとになっているのは30年洪水、確率がこの数値がもとになっているということですか。

【事務局】 そうですね。河川管理者側の数値としては、30年に一度の雨で、手賀沼が水位上昇して、その際に若松地区から排水した場合でも大丈夫でしょうというチェックを受けております。

【藤井会長】 ちなみに、通常あまり聞き慣れないこのY.Pとは何かということも、参考までにご紹介いただけますか。

【事務局】 実は一般的に使われている標高というのが広く使われている地面、地盤の高さでございます。ただ、実は標高が決まる前に、例えば荒川の河川改修ですとか江戸川の河川改修のほうが実は歴史が古くて、荒川の河川改修の基準でつくったのがA.Pといいます。江戸川の河川改修、江戸川ですとか利根川の基準面がY.Pといいます。Yedogawaの頭文字をとってY.Pになっています。Y.Pの基準点は、旧江戸川の堀江というところにその基準になる水位観測所がございます、ですから標高に換算するときには約84cmちょっと高さの差がございますので、Y.PをT.Pに換算するときには換算しないといけません。利根川水系で仕事をする場合には利根川の基準面を使って表現させていただいておりますので、標高とは84cm異なっております。

【藤井会長】 利根川に排水するといったようなことを考えた場合には、利根川水系のところで基準面として取り扱うというのが基準ということになり、東京湾に放流するような場合には、その東京湾の近郊の部分を活用すると。荒川の基準面の話もございましたが、この河川水系のところで基準水位というものを取り扱っていますので、我孫子であれば利根川に流しますので、利根川の水位よりも高かったり、低かったりした場合に、水位差が出てきてしまいますので、そこを基準として考えないとこの手賀沼があふれる、あふれないといったことが基本的にわからないという、Y.Pというのが基準になるということで、そういうご説明ですね。

【阿曾委員】 先ほど30年間の雨量の計算をやっていましたけど、実は手賀沼土地改良区にある排水基準、農林省でつくったときにもとになったのが、銚子の測候所の明治30年から昭和35年までのデータで、3日連続の278ミリだったでしょうかね、それであつてあるやつで、昨日手賀沼土地改良区からもらってきたんですが、今の倍で3 m75cmが手賀沼の計画水位なんですよね。ところが実際のところ、我孫子市でこの間台風時が手賀沼土地改良区の排水機の時間で、5時間で281ミリですか。当時の計画は、3日間の連続で278ミリだと思ったけども、5時間でそれ以上に降っちゃったという形で、若松でも布佐のほうでも水浸しになったという経過がございます。

手賀沼土地改良区なんかでも一番心配しているのは、我孫子市の下水道雨水計画の中に調整池や何かをつくらないと、とにかく高いところから低いところへみんな水が集まっちゃうもので、その辺のところも下水道計画の中にやはり雨水計画というものを考えてもらわないとしようがないというような話が布佐のほうからも出ておりましたが、実際のところ、計画の想定外の雨が降ったという形で、それが低いところに集まっていく。物議を醸していろいろと苦情を言われましたけど、実際のところ、利根川水系はY.Pの手賀沼の計画だから、ここにあるとおりには3 m75cmが基本ですからね。

だから、下水道にしても何にしても、昔は建設省というか内務省が治水という形をとっている。我々農家にしてみれば利水だと、水を利用するというけれども、もうそういうお互いに利水だ、いや治水だとかいう時代じゃなくて、ともに共同で水を管理しなくちゃならない時代ですからね。都市計画の中で、低いところにもまちをつくってしまっているんですから、この治水だけは非常に大事だと思いますので、その辺、計画の中にこういう審議会でもそういう観点から計画していただきたいと思って、私は声を大きくして言っているような次第です。

【藤井会長】 それは意見という形でよろしゅうございますか。

【阿曾委員】 はい。

【藤井会長】 今回上がってきている案件の中では、その利水がらみで、低いところに対策を施すという面で調整池というものの確保と、それから排水機能を高めるといったポンプ場の建設、これをどの年次レベルに合わせたらいいのかというのは、ご意見が分かれるところかもしれません。30年のものを50年、100年にすれば、手賀沼の水系のところに高い防波堤を建てるのか、極端な話を言いますとそういうレベルになってきますので、今度はそこで市民の暮らし方といったところで、その親水域といいますか、水と親しむ空間をどうやって活用していくのか。防波堤をつくってしまうと、逆にそれらが途切れてしまう、そういういろいろな問題がございます。

そこでやはり災害との共存共栄じゃないですけども、そういったものを組み込みながら、減災という側面の中で、災害が起きる、それに対してそれを幾らかでも少なくするような対策として、この調整池といったものを組み込むといったような、そういう取り組みがこれからも必要になってくると思いますので、そういった側面で下水道計画という上位計画が位置づけられているかと思います。

これは我孫子市だけの問題ではなくて、日本全国の中で気象変動で変わってきている。そういった中で都市化されればされるほど、短時間で流れる排水、これが急激に上がってきており

ます。これはもう事実でありまして、都市部の中の洪水、これも非常に大きな問題になってきている。そういうものを将来計画の中にどう反映させ、どう見直し変更していくか。それは市の総合計画とかプランニングの中で、全体像に続けていくということもありますから、それと連動した下水道計画というものは、これは継続的に展開していく必要があるのかなと思います。

今ご指摘のように、治水と利水とその辺の絡みを考えなくちゃいけないということもございますので、これは先ほど市長も申されていた災害が起きた場合の対策をやはり国、市は市で単独で行うものでない事業もあるということでございますので、その辺についてはぜひ連動型で、今後も個別対応も含めて検討していただければよろしいかなと思います。

今回、都市計画審議会に上がっている案件としては、現状の問題として、県主導型で整備されたものに対して、我孫子市として機能転換を図る。そのために現在利用されているものを廃止して、それを新たな防災倉庫等の建設に利用していこうといったような汚水処理場の問題と、それから短期集中型で降った場合などの手賀沼にポンプとして水を排水しなければいけない、まずその機能を強化するといった面では、阿曾委員の言われた全体計画の中の災害に強い内容に転換していこうと、そういう方向性は間違っていないかと思えます。

その辺で都市計画の範囲としてご理解をいただく、そういった状況にあるのかなというふうに考えております。

そのほか、皆様方からご質問やあるいはご意見がございましたら伺いたいと思えます。

どうぞ。

【西垣委員】 その都市計画というのは大変なことなんだというのがよくわかりましたけれども、こういうポンプ場の設置と同時に、例えば道路舗装について、最近では透水性の高いアスファルトというふうなものが出ておまして、その透水性の高いものを使うことによって、雨水などの一時的な排水溝への流入というのをある程度軽減できるということもあるので、そういうふうな方向ももし検討できるのであればしていただければいいのかなというふうに思いました。感想です。

【藤井会長】 ありがとうございます。

それでは、関連部局のほうにもぜひ連動する形で、事務局のほうでご連絡をいただければよろしいかなと思います。非常にコスト高になるという点と、それからメンテナンスがちょっと気になりますけれどもね。高速道路などではハイドロプレーン現象なんかを減衰するとか、夜のライトの減衰効果があるとか、非常に効果がある。また、舗道部なんかでも使われるんです

けれども、インターロッキングブロックも含めて排水性をするとかすると、結構ブロックでやってしまうと、でこぼこへ雨が入り込んでしまうと安定しないとか、そういった中で歩行者あるいは車椅子の方にとって非常に歩きにくくなってしまったりとかいろんな問題がございます。

使う場所とか、それからどれぐらいの質の高さを持たせるか、そういったようなことも出てきて、全体の費用と見合うかどうか、その辺のところも考えなければいけないですね。ただ、都市部の中ではヒートアイランド現象という形で熱を拡散させる、そういった意味でも非常に効果があるというふうに言われていますので、それは全体の取り組みの中で、下水だけではなくて、トータルの排水として水を浸透させるような仕組み、こういったものはどこでも今必要とされてきているかと思しますので、それも一つの案件として、ご意見として上げておきます。

そのほか、いかがでございましょうか。どうぞ。

【木村委員】 1点だけ確認ですが、今やっている若松ポンプ場、湖岸堤防を整備していますけれども、完成予定は。

【事務局】 今の予定ですと、ポンプ場と湖岸堤が完成するのは27年3月を予定しています。ポンプ場はもう少し先にできますけれども、湖岸堤のほうが少し後からになります。

【木村委員】 じゃ、湖岸堤ができれば、今回の26号みたいなのも防げるというか、若松のほうでは。

【事務局】 そうですね。

【木村委員】 ポンプも当然フル稼働させてということなんでしょうけれども、まだ27年3月なんですよ、それは。

【事務局】 はい。一応、26号の後、標高3.2ぐらいしかなかったんですけどけれども、県のほうで27号に向けて、3.4mまで、必要な幅までは確保できていないんですけども、暫定的に盛土は行っております。

【木村委員】 これから皆さん多分一番心配されるのは、次の台風はどうか、年々大型化しておりますから、そこが一番心配だと思うので、27年3月までの間にどんな対応ができるかということをお聞きしました。

あと、当然、4丁目の調整池はまだこれからなんですよ。

【事務局】 はい。この手続きを経まして、下水道の一部認可変更をして、来年度詳細な設計をしていきます。そういう予定でございます。

【木村委員】 わかりました。ありがとうございます。

【柴田委員】 今、湖岸堤の築堤のご質問がございました。県の土木が河川管理者になってお

りまして、今、築堤の工事のほうを進めておりますので、情報提供ということでちょっとお話をさせていただきます。

今回の雨、先ほど3日間で280ミリという計画のお話もありましたけれども、今回の雨の実績としましては24時間で240ミリというのが、私ども柏の事務所で観測したものでございます。30ミリ前後の雨が5、6時間続いた、非常にまれなケースでございました。降雨の確率からすると、100分の1ぐらいに相当するんじゃないかというぐらいの雨でございました。手賀沼の堤防でございますけれども、先ほど氾濫想定水深、水位がY.Pの3.75ということになっておりまして、それが県の防災計画になっているわけですが、皆様ご存知のとおり、手賀沼の中では若松地区だけ3.2mという、まだ旧堤防の高さが残っております。

その部分で、今回、240ミリという雨でございましたので、溢水がございました。26号で溢水を見たために、27号に向けて、私ども我孫子市さんのご協力を得ながら、実は土のうを積んだだけなんです。3.20で溢水しましたので、3.4まで土のうを積んだだけです。決して湖岸堤の高さが高くなっても安全だったわけではない。

今進めております湖岸堤の工事でございますけれども、4.5mまでというのが30分の1。私が聞いたところでは2日間、48時間で240ミリという河川計画というふうに聞いておりますけれども、それが今回1日で降ってしまったわけですが、非常に軟弱な地盤の上に築堤をしておりますので、緩速施工ということで、3段階に分けて湖岸堤の築堤をしています。

現在は2段目の盛土をしている途中でございます。最後の3段目を積むのが26年度末ということで考えておりますが、なかなか私どもの築堤の工事もございますし、我孫子市さんの工事もあるということで時間がかかっておりますけれども、今回の26号のような事象が出てしまいましたので、全断面で段階的に盛り上げるとなると、高さを確保するのは26年度末になってしまいますので、部分断面で高さを少し先行して土のうをもう少し大きくすると考えていただければイメージしやすいと思うんですけれども、高さを先行してももう少し早くできないかと。

そういう防災面も重視して今見直しを行っております、できるだけ早く、4.5というのはなかなか難しいんですけれども、安全な高さを確保したいということで今、計画を進めているところでございます。ちょっと情報提供ということです。

【藤井会長】 よく状況がわかりました。ありがとうございました。

それでは、その他、いかがでしょうか。

【椎名委員】 手賀沼というのは我孫子と柏市にまたがっております。特に今回は、柏市にも、多分、雨水もかなり入ってきていると思うんですけれども、そういう点で広域行政の中で柏市

との間で手賀沼に入ってくる雨水についての問題点の検討だとか、対策だとか、そういう会議や何かというのは常に行っているのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

【事務局】 柏市と共同で、手賀沼の治水対策に関連したそういった話し合いの場は今のところございません。ただ、私ども、つくし野川の上流で我孫子と柏が入り組んでいるようなところがありまして、そこでやはり排水が上下流の調整が必要になるようなところ、そこで金谷堤流域協議会というのを設けて、そういったチャンネルはございます。そういった状況でございます。

【椎名委員】 ということは、大堀川や何かはほとんど柏市から、我孫子、手賀沼に入ってくるわけですが、あの流域は先端のほうは流山市に來ていると思うんですけれども、都市化が進みますと、やはり川に急速に雨水が入って、一遍に流れてくるということで、今回の手賀沼の水位も急速に上がったんじゃないかと思うんですね。

先ほどお話がありましたけれども、240ミリ、250ミリという雨が降ったときに、通常だったらその途中の流域である程度浸透しているんでしょうけれども、都市化してしまったために、例えば田んぼだとか畑の中でかなり水がたまっていたのがそれがなくなって行って、かなり手賀沼に関しては広域で柏市じゃないかと思うんですね。十分に協議をしていかないと、下のほうでいくら一生懸命上げても限界がありますので、その辺はやはり柏市との協議が必要じゃないでしょうか。今後ぜひ協議をしていただきたいと思います。

【柴田委員】 今、椎名委員からお話がございます、まさに河川行政の分野は県の所掌かと思えます。

手賀沼の治水につきましては、当然、大津川、大堀川、2河川ございまして、下手賀もございまして、そういった上流の河川の河川整備計画とあわせて、手賀沼につきましても河川整備計画というのは広域で策定しております。そういった中で当然、地元の柏市さん、我孫子市さん、あるいは旧沼南町含めて、鎌ヶ谷市ですとか流山市、そういった流域の市全部含めて調整をした上で、河川整備計画というものをつくっておりますので、今ご心配の点につきましては整備計画の中に織り込まれているということだどご理解いただければいいかなと思います。

私どもとしましては、先ほど言いましたように、早く若松に、今4.5mまで上げようとしています。今回、あれだけの雨が降っても3.2ですから、4.5mまで上げるということは、今いろいろゲリラ豪雨とか、想定外の豪雨が発生しておりますけれども、4.5mというのはかなり安全な高さかなと考えておりますので、それを一日も早く整備すべきだというふうに考えております。

【藤井会長】 よろしゅうございますか。

【椎名委員】 はい。

【藤井会長】 ありがとうございます。そのほか、いかがですか。

それでは、今の件も含めた広域の河川の運用の話から、我孫子市としてどういう形で治水、利水に取り組むかといったような話まで、かなり理解していただけるような情報提供もいただきました。

今回、諮問された案件ということで、雨水と汚水に関してポンプ場、それから旧ポンプ場の排水場の廃止、こちらの2件でございました。こちらにつきまして、両方一括でということでお諮りしたいと思います。こちらにつきまして、ご提案どおりご承認いただく形でよろしいでしょうか。

(「結構です」という声あり)

【藤井会長】 ありがとうございます。

それでは、こちらは答申関係といたしましては了承ということで、皆様、どうもありがとうございました。

それでは、事務局のほうから、その他の案件がございましたら、お願いしたいと思います。

【事務局】 特にはございませんけれども、皆さんの審議委員の任期が、一応2年間ということで一区切りを迎えようとしております。改めまして、事務局からお礼を申し上げます。2年間、ご協力いただきまして、ありがとうございました。

【藤井会長】 2年間の任期がここでひとまず終了ということでございますが、また事務局から個別にご依頼があった場合にはご協力等いただけますよう、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第82回我孫子市都市計画審議会を閉会させていただきます。

どうも、皆様、ありがとうございました。